

店頭FX取引に係るリスク情報

計測日時:2024年04月30日

- イ. 未カバー率は、23:00、25:00、27:00の3時点のうち未カバーポジションの額が最大となる時点で計測
ロ. カバー取引の状況は、23:00、25:00、27:00の3時点のうちカバー取引先における建玉の合計額が最大となる時点で計測
ハ. 平均証拠金率は、取引終了時点で計測

イ. 未カバー率 ➤ カバーされていないポジションは、為替相場の変動の影響を直接受けることになります。

【計算式】 $(\text{未カバーポジション(注)} / |\text{顧客の買い建玉} - \text{顧客の売り建玉}|) \times 100$

(注)顧客の建玉のうち、顧客の建玉同士で売り買いが対応しておらず、かつ、カバーされていない顧客の建玉

未カバー率
10.07%

ロ. カバー取引の状況 ➤ カバー取引先が破綻した場合には、再構築コスト等が発生することになります。

【各区分の計算式】

(各区分のカバー取引先における買建玉と売建玉の合計 / 全カバー取引先における買建玉と売建玉の合計) × 100

【 A 】	【 B 】	【 C 】	【 D 】
25.58%	23.91%	18.63%	17.15%
【東京金融取引所】	【 F 】	【 G 】	
9.36%	3.52%	1.85%	

※カバー取引のシェアが高いものから順に記載しており、英字表記は特定のカバー取引先を指すものではございません。

※カバー取引先は清算機関の東京金融取引所を除き、投資適格水準(格付付与は金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第28号の2の規定に基づき、金融庁長官が指定した機関による)となっております。

ハ. 平均証拠金率 ➤ 証拠金率が低い場合には、顧客未収金リスクが大きくなります。

【計算式】 実預託額 / (顧客の買い建玉 + 顧客の売り建玉) × 100

平均証拠金率
14.19%

(参考)

店頭FX取引を行う金融商品取引業者は、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第28号の2の規定に基づき、特定通貨関連店頭デリバティブ取引(店頭FX取引)に係る上記リスク情報を開示することが義務付けられております。

以 上